

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第70号



「気づき」「声かけ」「つなぐ」で防ぐ 身近な人の消費者トラブル

高齢者や障がいのある方の消費者トラブルを防ぐには、家族や周りの方の見守りが大切です。今回は、消費者トラブル防止のポイントをお知らせします。

「気づき」のポイント

- 次のような異変は、消費者トラブルに巻き込まれている可能性があります。
- 不審な封筒、契約書、請求書、見積書、名刺などがある。
- 見慣れない段ボール、新しい商品がいくつも置かれている。
- 見慣れない人や車が入り込んでいる。
- 屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事を行った形跡がある。
- 急に投資や占いなどに興味を持ち始めた。
- 金融機関やコンビニで頻繁にお金を支払っている。
- カレンダーに不審な印がついている。
- 急に借金を申し出るなど、お金に困っている様子が見られる。
- インターホンや電話に怯えている。
- 頻繁に電話がかかってきて、切らせてもらえず困っている。

「声かけ」のポイント

声をかける時は、問い詰めたり本人のプライドを傷つけないように、穏やかな口調や表現を心がけましょう。

【例】

- ×「どうしてそんな契約をしたの!?!」
- ×「だまされるなんておかしいんじゃないの!?!」
- 「誰にでも起こることだから心配しないで」
- 「解決方法を一緒に考えましょう」

「つなぐ」ポイント

本人が相談を望めば、本人から消費生活センターに相談しましょう。家族や周囲の方が付き添っても構いません。本人が相談を望まない場合は、引き続き見守っていきましょう。

出前講座に伺います!
特殊詐欺や悪質商法の被害にあわないための対処方法について、集会などの場でお話しします。

問い合わせ先
☎ 55-5800
(幕別町消費生活センター)

相談事例紹介 光回線からアナログ電話への契約変更

今月の相談

大手通信会社を名乗る事業者から「インターネットを使わないならアナログ電話に戻しませんか」「料金が安くなりますよ」と勧誘の電話が来た。今はパソコンも使わなくなったので、検討したほうが良いだろうか。

今回のご相談では、注意点が二つあります。一つ目は、こういった光回線からアナログ電話に戻す「アナログ戻し」の苦情相談が、全国の相談窓口にこの1年で約1700件寄せられていることです。内容としてはNTTを装った別の事業者から契約を結ぶと高額な手数料や毎月のサポート料・サービス料を請求されるトラブルです。総務省では「アナログ戻し」を希望する場合はご自身で簡単に手続きができるので、費用や条件は電話「116」番に問い合わせるよう呼び掛けています。

二つ目は、「以前はパソコンを利用していたが、最近はパソコンを使わなくなった」という理由のみで安易に契約変更をしないことです。自分では意識していなくても、光回線でデータ通信を行っていることも考えられます。光回線からWiFi接続でテレビやスマートフォン、タブレット端末で動画を見たり、テレビのdボタンで双方向通信を楽しんだり、「電気をつけて」と音声で照明をつけるなど、色々な物をインターネットとつないで(IoT)制御できるようになってきました。

契約変更が本当に必要なものであるかをご家族と相談の上、ご自身で手続きするようにしましょう。

ご相談は消費生活センターへお気軽にどうぞ。



☎ 幕別町消費生活センター (☎ 55-5800)

地区	相談受付	場所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

見守り 新鮮情報

事例1 「3万円の**還付金**がある」と**市役所**を名乗る電話があり、口座のある銀行名を聞かれ答えた。その後、その**銀行**を名乗り「新型コロナの影響で65歳以上は銀行に入れないのでショッピングセンターの**ATM**に行くように」と電話があった。不審だ。(60歳代 女性)

事例2 **役場**を名乗る電話があり「介護保険料の**返金**がある。新型コロナの影響で返金期限が早まり手続きは本日までだ。携帯電話と通帳を持って銀行の**ATM**へ行き、**指定の電話番号**に電話し**指示どおりに操作**するように」と言われたが詐欺ではないか。(60歳代 女性)



新型コロナを口実に ATMへ誘導する**還付金詐欺!**

ひとこと助言



見守るくん

- 役所などの公的機関や金融機関の職員が還付金手続きのためにATMの操作をするよう連絡することは絶対にありません。
- 「お金が返ってくるのでATMに行くように」という電話があったら還付金詐欺です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。
- 新型コロナを口実にしてATMへ誘導する手口もみられます。心当たりがあっても、指示された番号に電話はかけず、役所の担当部署に確認してください。
- 不審な電話があったら、すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(警察相談専用電話「#9110」消費者ホットライン「188」)